

陳情第12号

「適正配置基本計画案」の見直しを求める陳情

下記の者から別紙要旨による陳情書を受理したから、議会の審議に付する。

記

陳情者 京丹後市大宮町 [REDACTED]
[REDACTED]
奥丹後地方教職員組合
執行委員長 岡 みゆき

令和3年11月26日 提出

京丹後市議会議長 金 田 琮 仁

令和3年第6回京丹後市議会12月定例会
陳情文書表

- 1 件名 「適正配置基本計画案」の見直しを求める陳情
- 2 受理年月日 令和3年11月17日
- 3 受理番号 第12号
- 4 陳情者 京丹後市大宮町■■■■■
■■■■■
奥丹後地方教職員組合
執行委員長 岡 みゆき
- 5 陳情の要旨等 別紙のとおり
- 6 付託委員会 文教厚生常任委員会

受付

3.11.17

議会事務局
総務課

2021年 11月17日

京丹後市議会議長
金田 琮仁 様

京丹後市大宮町

奥丹後地方教職員組合

執行委員長 岡 みゆき

「適正配置基本計画案」の見直しを求める陳情

【陳情の趣旨】

京丹後市教育委員会は第2次となる再配置計画素案を示して以後、素案が再配置の対象校とする地域の住民、保護者等に対して説明会・意見交換会等を行ってきました。その際、再配置の理由として「複式学級は解消する」「小規模校や複式学級のある学校では社会性やコミュニケーション能力が育ちにくい」「ある程度の人数が必要」などと説明してきました。

教育委員会には、国民の教育権を保障するための条件整備をしていく責務があります。それは学級規模の大小にかかわらず、学校の教育条件を整え、その学びを保障するということです。

学級規模が大きくても小さくても、それぞれの良さや課題があり、小規模校だけに課題がある訳ではありません。複式だから、小規模校だから再配置するという説明では地域住民も保護者も十分な理解・納得ができないことは、これまでの説明会で様々な意見が出されていることで明らかです。

京丹後市まちづくり基本条例は第7条で「まちづくりは、市民の参加により市民の意思を反映していくことを原則として進めなければならない」と書いています。この趣旨に則り、住民、保護者説明会等で出された意見を踏まえた上で計画案を見直すことが必要だと考えます。

また、第1次の計画案を議会で審議した際、教育委員会の独立性について懸念を示された意見が出ています。議会審議に当たっては、教育委員会の独立性について、市当局、議会、教育委員会はどう整理したのか明らかにすることが求められます。

再配置は対象校とされている学校だけの問題ではなく、市民生活に大きな影響を与えるものであり、議会での議論を十分尽くしていただきますようお願いいたします。

【陳情事項】

- (1) 京丹後市まちづくり基本条例に基づき、これまでの住民、保護者説明会等で出された意見や思いを踏まえ、「適正配置基本計画案」を見直すよう教育委員会に求めてください。
- (2) 住民、保護者説明会等で再配置への「理解が深まった」との市教委の見解について、住民の代表である議会として検証して下さい。
- (3) 「適正配置基本計画案」の議会審議と、教育行政の独立性・中立性との関りを整理して審議を進めてください。